

野々市市訪問型サービスコード

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表【生活支援訪問サービス(緩和した基準によるサービス)】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合		940	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割				30	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス／212		(2)週に2回程度の場合		1,879	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割				61	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス／213		(3)週に2回を超える程度の場合		2,981	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス／213				98	1日につき
A2	2521	訪問型独自サービス22	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	1回につき
A2	2631	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220	
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合		-9	1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割				-1	1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212		(2)週に2回程度の場合		-18	1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割				-1	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213		(3)週に2回を超える程度の場合		-29	1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割				-1	1日につき
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合	-2	
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合		-9	1月につき
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211日割				-1	1日につき
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212		(2)週に2回程度の場合		-18	1月につき
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212日割				-1	1日につき
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213		(3)週に2回を超える程度の場合		-29	1月につき
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213日割				-1	1日につき
A2	D227	訪問型独自業務継続計画未策定減算22	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2	D228	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(二)所要時間45分以上の場合	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算	1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算			200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ニ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算		